

○えびの市特産品ブランド推進協議会設置要綱

(平成 29 年 5 月 24 日えびの市告示第 110 号)

(設置)

第 1 条 えびの市特産品ブランド認証事業実施要綱 (平成 29 年えびの市告示第 109 号) を円滑に運用するため、えびの市特産品ブランド推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 特産品ブランドの認証に関する事務
- (2) 特産品ブランドに認証された市内産品などの支援策に関する事務
- (3) その他特産品ブランド認証事業に必要と認められる事務

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域産業の振興に識見を有する者
- (2) 市内団体の代表者又は市内団体から推薦された者
- (3) 企画課長、畜産農政課長及び観光商工課長
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴収)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 協議会は、えびの市特産品ブランド認証事業を円滑に進めるため、協議会に特産品ブランド認証部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の構成員は、別に定める。

3 部会は、えびのブランドの認証に係る申請や当該事業に係る計画立案等に対し、必要な調査検討を行い、協議会へ意見する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、観光商工課において処理する。

(守秘義務)

第10条 委員及び事務局員は、協議会の事務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、その日から平成31年3月31日までとする。